

様式第一（第9条関係）
（表面）

収 入 印 紙 (消印しないこと。) 公 認 心 理 師 試 験 受 験 申 込 書										
フリガナ						※整理番号				
氏 名		(姓)				(名)				
生 年 月 日			年		月		日	性 別		
郵便番号			-			本 籍 地		都 道 府 県		
フリガナ										
現 住 所		都 道 府 県								
電 話 番 号										
受 験 希 望 地		都 道 府 県								
受験資格（裏面を参照のこと。）	資格該当項目（公認心理師法（以下「法」という。）第7条各号）									
	□ 第1号	大 学 等 名				卒 業 年 月		年		月
		大 学 院 名				修 了 年 月 (見込み)		年		月
	□ 第2号	大 学 等 名				卒 業 年 月		年		月
		施 設 名 (実務経験)				職 種		(従業期間 (見込み))	年 月～	年 月
									年 月～	年 月
				年 月～	年 月					
	□ 第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者(見込み)								
	資格該当項目（法附則第2条第1項各号）									
	□ 第1号	大 学 院 名				修 了 年 月		年		月
□ 第2号	大 学 院 名				修 了 年 月		年		月	
□ 第3号	大 学 等 名				卒 業 年 月		年		月	
	大 学 院 名				修 了 年 月 (見込み)		年		月	
□ 第4号	大 学 等 名				卒 業 年 月		年		月	
	施 設 名 (実務経験)				職 種		(従業期間 (見込み))	年 月～	年 月	
								年 月～	年 月	
			年 月～	年 月						
☐ 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出試験実施回数										
☐ 提出する受験票の受験番号										
身体に障害のある者等の受験上の配慮の有無 ☐ 有 ☐ 無										
上記により、公認心理師試験を受験したいので申し込みます。										
年 月 日 文 部 科 学 大 臣 厚 生 労 働 大 臣 殿 指定試験機関代表者										

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名 称	所 属
その他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又 は 氏 名	受 験 者 と の 関 係
		電 話 番 号

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
法第7条第1号	大学又は専修学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で大学院を修了したもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・修了証明書又は修了見込証明書 ・科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法第7条第2号	大学又は専修学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で2年以上の実務経験を有するもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
法第7条第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	・法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面又は有する見込みであることを証明する書面
法附則第2条第1項第1号	法施行日前に大学院を修了した者	・修了証明書 ・科目履修証明書
法附則第2条第1項第2号	法施行日前に大学院に入学し、法施行日以降に大学院を修了した者	・修了証明書 ・科目履修証明書
法附則第2条第1項第3号	法施行日前に大学若しくは専修学校(大学等)を卒業した者、法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業した者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で、法施行日以降に大学院を修了したもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・修了証明書又は修了見込証明書 ・科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法附則第2条第1項第4号	法施行日前に大学若しくは専修学校(大学等)を卒業した者、法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業した者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で2年以上の実務経験を有するもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考 1 該当する口は、レと記入すること。

2 整理番号欄には、記入しないこと。

3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ず鉛筆を使用すること。また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。

5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。

6 過去の公認心理師試験の受験票の交付を受けた者(修了見込証明書、科目履修見込証明書、実務経験見込証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであることを証明する書面の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、修了証明書、科目履修証明書、実務経験証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面を提出していないもの及び法附則第2条第2項(5年以上の実務経験者で、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって卒業証明書、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面、修了証明書、科目履修証明書、実務経験証明書及び法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面の提出に代えることができること。

7 卒業証明書、修了証明書及び科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。

8 修了見込証明書及び科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、修了後、遅滞なく、修了証明書及び科目履修証明書を提出すること。

9 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

10 法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであることを証明する書面の提出をもって申し込む者は、認定後、遅滞なく、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面を提出すること。

11 用紙の大きさは、A4とすること。